

5. 他の介護サービスの資格基準と人材育成方針について

介護保険サービスの提供において福祉用具専門相談員と関わりを持つ他の職種における資格基準、特に上級資格に留意してそれらの基準と人材育成の考え方についての情報を収集し、整理した。

【対象とする職種等】

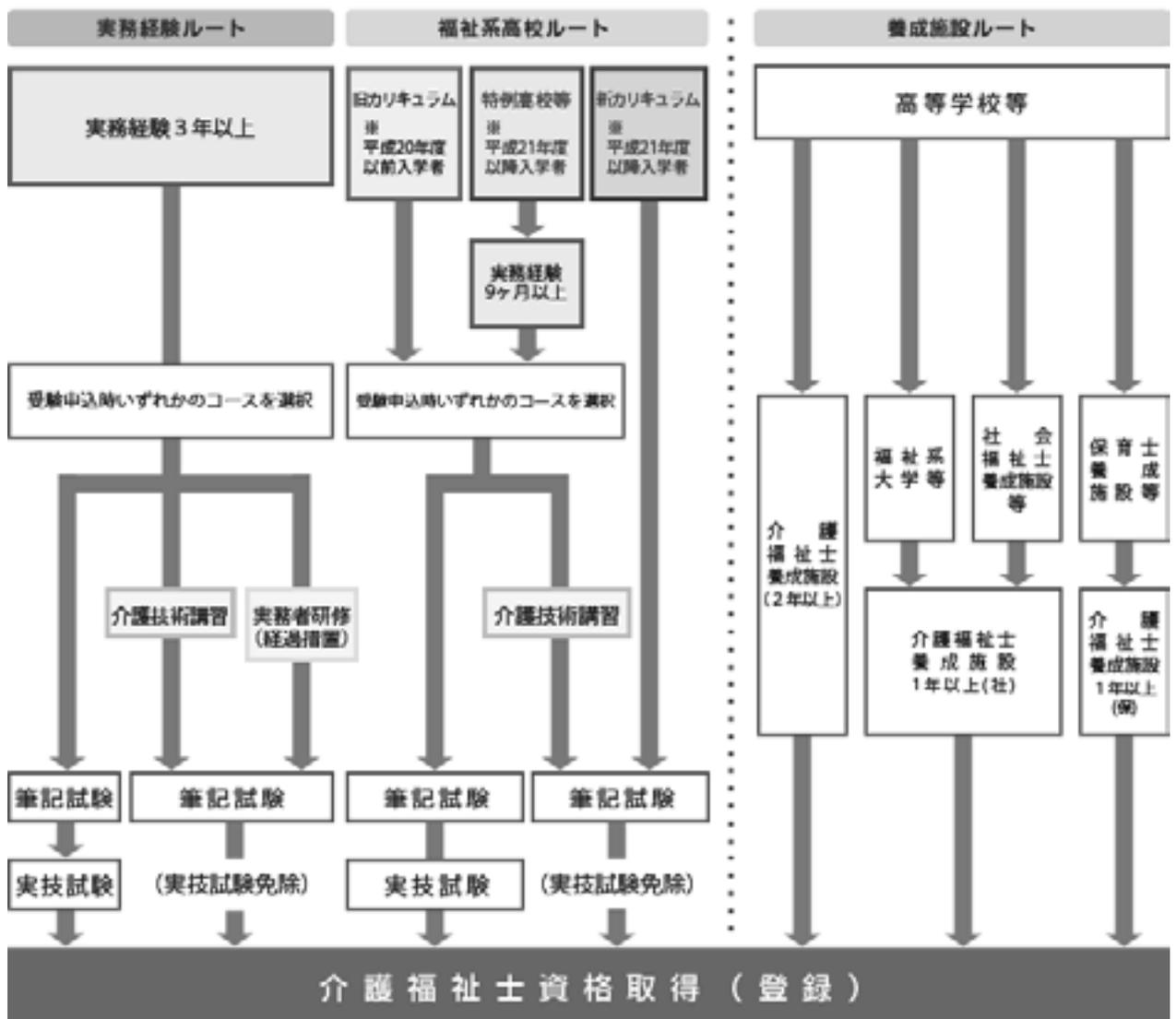
- ・ 介護支援専門員、主任介護支援専門員
- ・ ホームヘルパー、介護福祉士
- ・ リハビリテーション専門職

(1) 介護福祉士

資格制度の根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 ・ 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行う。 ・ 並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。 <p style="text-align: right;">(出典：厚生労働省 HP)</p>
今後の方向性	<p>身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障害者等の生き方や生活全体にかかわることで利用者の暮らしを支え、自立に向けた介護利用者や家族と共に実践することへと変わってきています。</p> <p>国民の福祉サービスの充実・向上の中心的役割を担っている資格者として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)豊かな感性、 2)洞察力・情報分析能力、 3)介護目標・計画の立案能力等 <p>求められ、チームケアの一員として高い評価が得られることが必要。</p> <p style="text-align: right;">(出典：日本介護福祉士会 HP)</p>
資質向上方針	<p>2007年の法律改正</p> <p>「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と資質向上の責務も明記。</p>
認定介護福祉士の検討	<p>法改正に伴う付帯決議等を踏まえて、下記を指向した検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度の認知症や障害を持つ者等への対応ができ、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成 ○高い専門性を認証する仕組みの構築 ○介護福祉士資格取得後のキャリアパスの仕組みの構築

○幅広い知識・技術を身につけ、質の高い介護サービスの提供
 ○他の現場職員の指導を行う
 ○検討は、関係団体や学識経験者の参画を求めて、介護福祉士の職能団体が主体となり行う
 （「認定介護福祉士制度構築に向けて平成25年度検討結果の概要」）

■資格取得ルート（平成26年度）



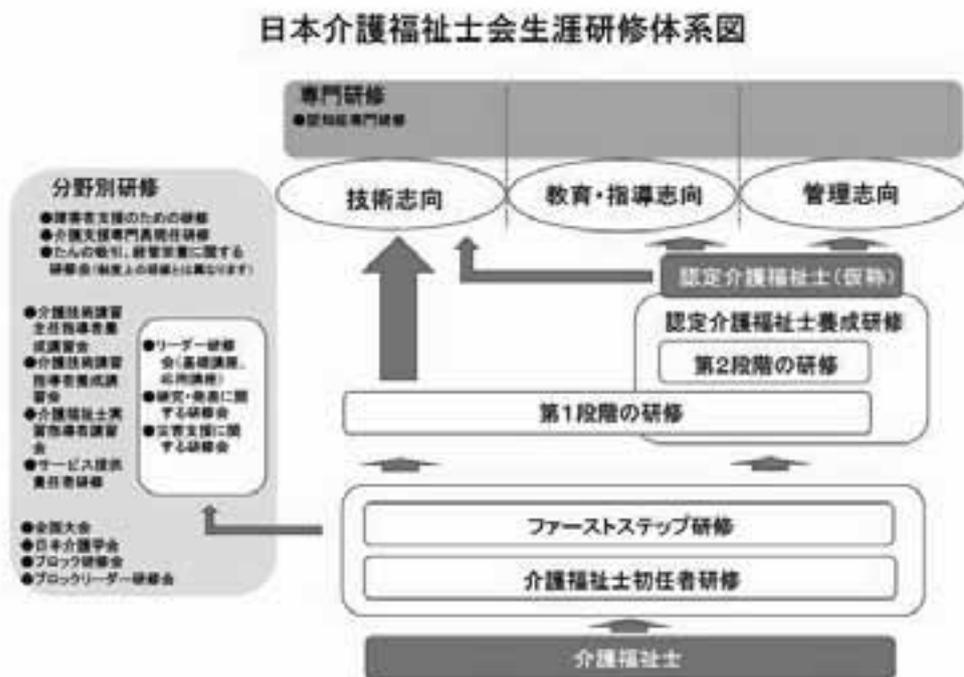
■筆記試験の出題基準（平成26年度）

領域	大項目（科目）
人間と社会	人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解
介護	介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ
総合問題	3領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題する。
実技試験	

合格基準は下記2条件を満たすこと。

- ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
- イ アを満たした者のうち、試験科目群すべてにおいて得点があった者。

■研修体系



出典:公益社団法人 日本介護福祉士会 <http://www.jaccw.or.jp/kenshu/>

(ポイント制)

研修受講実績はポイント換算され、一定のポイント数がたまると研修受講料が割り引かれる。

【参考】認定介護福祉士の検討案（「認定介護福祉士制度構築に向けて平成25年度検討結果の概要」）http://www.jaccw.or.jp/pdf/chosakenkyu/H25/H25_nintei_gaiyo.pdf

1. 認定介護福祉士のねらい

○生活を支える専門職としての介護福祉士の資質を高め、

- ①利用者のQOLの向上
- ②介護と医療の連携強化と適切な役割分担の促進
- ③地域包括ケアの推進など

介護サービスの高度化に対する社会的な要請に応える。

【社会から期待される成果】

- ・生活機能の維持・改善により、要支援・要介護度が改善される
 - ・障害に応じた生活環境が整備され、地域での自立生活、社会参加ができる
 - ・重度の認知症となっても地域生活を継続することができる
 - ・医療の必要性が高くても、早期に退院し、施設や在宅で生活できる
 - ・口腔機能の維持向上、排泄の自立、BPSDの減少などがはかれる
 - ・地域生活を継続しながらその人らしい終末期を迎えることができる
- 介護の根拠を言語化して他職種に説明し共有したり、他職種からの情報や助言の内容を適切に介護職チーム内で共有することで、他職種との連携内容をより適切に介護サービスに反映することに寄与する。
- 介護福祉士の資格取得後の継続的かつ広がりを持った現任研修の受講の促進と資質の向上を図る。つまり、介護福祉士資格取得後も介護業界で努力し続け、継続的に自己研鑽する拠り所となる。（このことにより人材の定着率を高める）
- 介護福祉士の資格取得後のキャリアパスの形成

2. 期待される役割

- 介護職チーム（ユニット等、5～10名の介護職によるサービス提供チーム）に対する教育指導、介護サービスマネジメントを行い、介護職チームのサービスの質を向上させる役割
（施設・事業所の介護サービスマネージャー）
- 地域包括ケアを推進するため、介護サービス提供において他職種（医師、看護師、リハビリ職等）との連携・協働を図る役割
（介護サービス提供における連携の中核となる者）
- 地域における、施設・事業所、ボランティア、家族介護者、介護福祉士等の介護力を引き出し、地生きの介護力の向上を図る役割
（地域における介護力向上のための助言・支援をする者）

3. 認定介護福祉士が獲得できる総合的な力量

居宅・居住（施設）系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境、サービス提供形態等に対応して、下記を実践でき、介護サービスマネジメントを行い、地域包括ケアに対応できる。

○十分な介護実践力

- ・どのような利用者に対しても、最善の個別ケアの提供ができる。
- ・リハビリテーション等の知識を応用した介護を計画・提供でき、利用者の生活機能を維持・向上させることができる。
- ・認知症のBPSDを軽減させることができる。
- ・障害特性に応じた介護が提供できる。
- ・心理的ケア、終末期ケアを実践できる。

○介護職チームへの教育・指導、介護サービスのマネジメントを行う力

- ・介護職チームの管理・運用を行い、介護サービスマネジメントや人材育成に責任を持ち、上司等にも働きかける。
- ・介護計画に利用者や家族のニーズが反映されるようアドバイスをするとともに組織的に介護サービスが提供できるように取り組む。
- ・介護の根拠を説明し、指導するとともに内省を習慣づける。
- ・記録様式などサービス管理に必要なツールを改善・開発できる。
- ・介護職チームの意識改革、サービスの提供方法や提供体制の改善、研修プログラムの編成等を行い、新しい知識・技術・実践をチームに浸透させることができる。

○他職種やそのチームと連携・協働する力

- ・他職種からの情報や助言を適切に理解し、介護職チーム内で共有し、適切な介護に結びつける。
- ・利用者の日ごろの生活状況と、それを踏まえた介護の実践内容を、論理立てて他職種に伝える。
- ・利用者の状態像の変化に気づき、その状況を適切に他職種に伝え、連携を図ることで、利用者の状態像の悪化を最小限に止めることに寄与する。

○地域とかかわる力

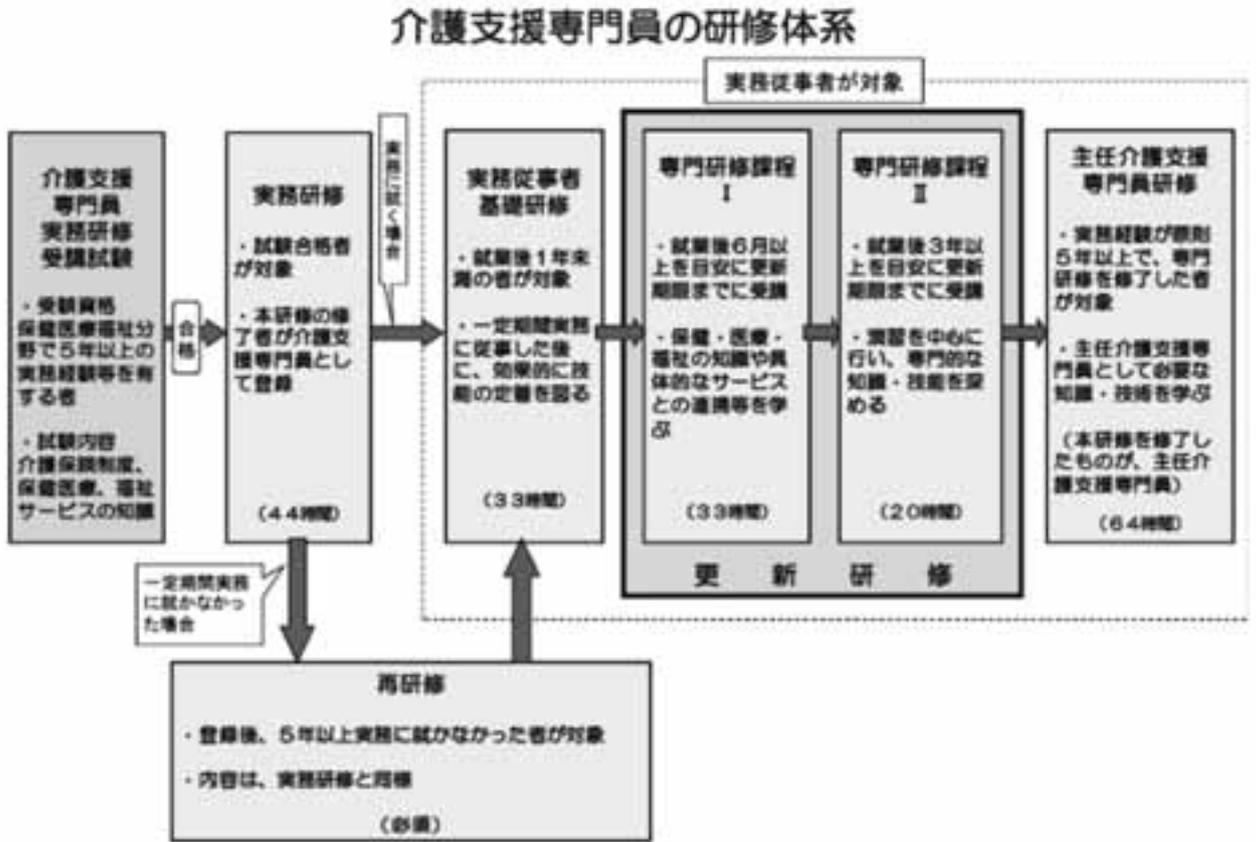
- ・家族に対して、生活環境の整備、相談援助等ができることで、家族の不安を軽減し、適切なかかわりを支援する。
- ・地域におけるボランティア、家族介護者、介護福祉士等への介護に関する助言・支援ができる。
- ・施設・事業所の介護力を地域の人々のために活用できる。
- ・介護に関する地域ニーズを把握・分析することができる。

(2) 介護支援専門員

資格制度根拠	介護保険法
資格の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同法第7条第5項において『要介護者又は要支援者（以下、要介護者等）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。』と位置づけられている。 ・ 居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている専門職種。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの量から質への転換や介護予防重視型システムへの転換など、地域を重視した新たな仕組みづくりが求められている。 ・ 介護支援専門員の果たす役割は、地域における介護予防の推進、ケアの継続性及び包括性の確保、保健・医療・福祉の多職種協働の推進など、ますます重要になる。 <p style="text-align: right;">一般社団法人日本介護支援専門員協会 http://www.jcma.or.jp/corp/what/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険制度を運用する要として重要な役割を担っている。介護保険制度は、利用者本位の介護サービスの提供を基本理念の一つとして創設された。介護支援専門員は、その理念を実現する中心となる資格であり、利用者の立場に立って、その生活全般に寄り添って支援を行う機能を果たしてきており、制度創設から10年以上が経過した現在、国民の間にも定着し、要介護者等にとって欠かせない存在となってきた。介護保険制度においては、利用者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現していくことが重要であり、そのためには、介護支援専門員による適切なケアマネジメントは必要不可欠であり、その質の向上は不断に求められるものである。 ○ 平成18年の制度改正においては、介護支援専門員の専門性の確立という観点から、研修の強化を図るとともに、資格の更新制を導入し、更新時の研修を義務付けるといった見直しを行ったが、その後も、医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症の利用者が増加するなど、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められるようになってきている。 ○ また、国の政策においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提

	<p>供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めており、各地域におけるその実現に向けても、これらのサービスが有機的・包括的に機能していくための橋渡しをするケアマネジメントへの期待が高まっている。</p> <p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf</p>
<p>資質向上方針</p>	<p>○実務研修の充実や、実務に就いた後の早い段階での研修である実務従事者基礎研修の必修化について検討すべきである。</p> <p>○研修カリキュラムを見直す際には、「認知症」、「リハビリテーション」、「看護」、「福祉用具」等の課目について、必修化も含めて研修内容の充実を図るべきである。</p> <p>○その他、ケアマネジメントに求められる内容の変化に応じ、研修内容を充実していくことが適当である。</p> <p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf</p>
<p>主任介護支援専門員</p>	<p>○主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められており、そのような役割を担うことができる者を養成することを目的として主任介護支援専門員研修が位置付けられている。</p> <p>○主任介護支援専門員となるための研修修了後に修了評価を導入することを検討すべきである。また、主任介護支援専門員についても更新制を導入し、更新時においては、研修を実施することを検討すべきである。</p> <p>○さらに、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員に求められる役割にかんがみ、例えば地域の小規模な居宅介護支援事業所等で、ケアマネジメント業務に従事し、未だ実務に就いて間もない初任段階の介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員が現場での実務研修により、指導・支援する仕組みの導入を検討すべきである。</p> <p>○また、介護支援専門員が日常的に学びの場を共有していくことはその資質向上にとっても重要であることを踏まえ、主任介護支援専門員は、地域の介護支援専門員のネットワークを構築するといったことに努めることが適当である。</p> <p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf</p>

■研修体系



- ・ 今後求められる地域包括ケアの推進に向けての知識・技能を高め、多職種連携をより推し進めていくことが重要である。
- ・ このため、研修の企画・立案、実施、評価、そして、その後の研修への反映といった研修実施サイクルを都道府県において効果的に実行できるような PDCA サイクルを構築することにより、研修内容の見直しを実施し、介護支援専門員の更なる資質向上を図ること、また、研修実施主体である都道府県による研修実施を支援することにより、研修の質について平準化を図る観点からガイドラインが作成されている。

出典：介護支援専門員専門(更新)研修ガイドラインより

(3) 作業療法士

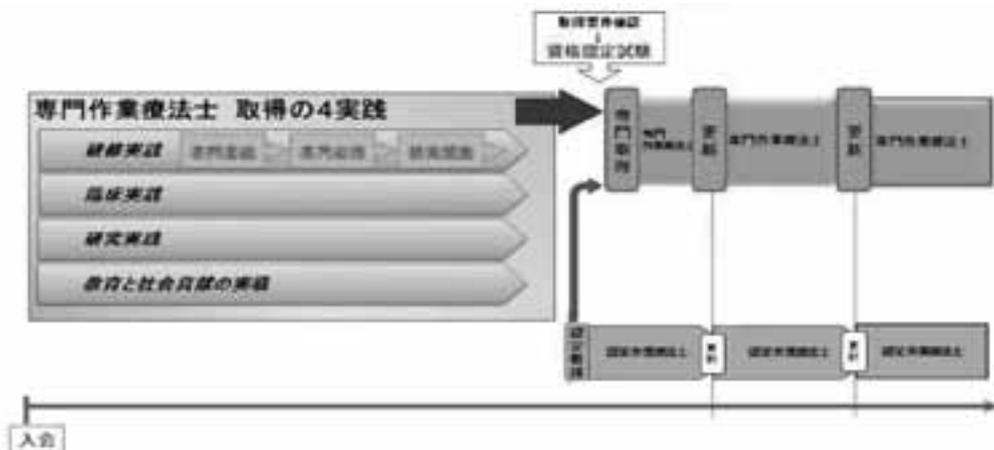
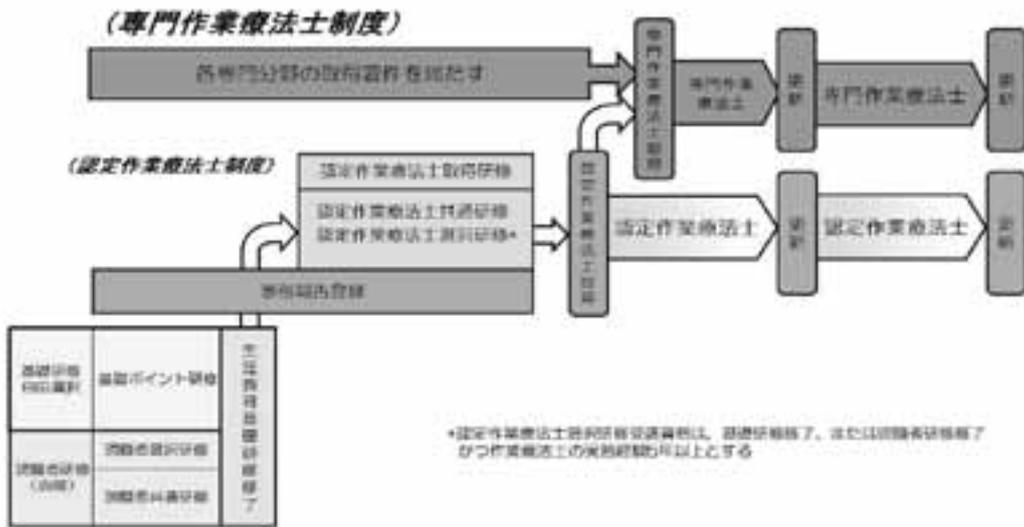
資格制度の根拠	理学療法士及び作業療法士法
資格の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業療法士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 ・ 作業療法とは、身体または精神に障害のある者、又はそれが予測される者に対してその主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療、訓練、指導および援助をいいます。 <p style="text-align: right;">(出典：日本作業療法士協会 HP)</p>
福祉用具貸与サービスとの関係	<p>作業療法士はその資格をもって福祉用具専門相談員を務めることができる。</p> <p>また、介護給付費分科会などでの議論では介護給付サービスの質を高める観点から、福祉用具の選定、適用、利用指導などにおいて作業療法士の専門性に基づいた関与の機会を高めることが求められている。</p>
認定作業療法士	<p>日本作業療法士協会は、作業療法士の質の向上を目的として平成10年に「生涯教育単位認定制度」を創設している。その後、第三次長期計画を踏まえ、平成15年に「生涯教育制度」へ改正を行い、同時に「認定作業療法士制度」を創設した。</p> <p>「社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定したものをいう。(認定作業療法士規程 第3条)」</p> <p>【必要とされる能力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床実践能力：各病期、各領域などにおける対象者に対する作業療法の評価、介入、効果判定の一連の流れを実践する能力はもとより、他職種との連携や社会資源の活用、職場や行政などの制度の利用を含めた、総合的かつ継続的に作業療法を提供していく過程や予後（将来的展望）に立った作業療法の展開を実践する能力。 ・ 教育能力：作業療法士養成課程での教育能力としては、養成施設や学校における教員としての教育能力である。臨床実習指導者として、また職場での指導者としての教育能力は、後輩への知識・技術のなどの伝達者としての能力。 ・ 研究能力：日常の臨床実践経験をもとに実践報告や作業療法学の発展のための研究が行える能力。 ・ 管理運営能力：職務に関わる関連諸制度を理解し、職場での管理運営を執行できる能力。 <p>また、日本作業療法士協会の役割を理解し、協会発展に寄与する能力も含める。</p>
専門作業療法士制度	<p>専門作業療法士制度は、認定作業療法士である者のうち、特定の専門作業療法分野において「高度かつ専門的な作業療法実践能力」を有する者を専門作業療法士として認定することとしている。</p>

専門作業療法士とは作業療法の中のある分野をより深く知り、その分野における高度な課題解決能力を有する人たちです。つまり、この専門作業療法士は次の3つの役割を果たす能力を満たします。

- (1) 専門作業療法士分野において、高い見識（物事を見通す優れた判断力）と優れた技術力（技術の向上・洗練と新しい技術の開発応用能力）によって卓越した作業療法を実践することができる能力
- (2) 専門作業療法士分野において、困難な事例に対応できる能力
- (3) 認定作業療法士のもつ能力を専門作業療法士分野で応用できる能力。

すなわちその能力とは、作業療法士の実戦能力を向上させるため教育能力、専門家集団を率いて統率・指導を行う能力、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う能力を求めている。

認定作業療法士制度と専門作業療法士制度の構造



(4) 理学療法士

資格制度の根拠	理学療法士及び作業療法士法
資格の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業療法士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 ・ 理学療法士はケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。 ・ 治療や支援の内容については、理学療法士が対象者ひとりひとりについて医学的・社会的視点から身体能力や生活環境等を十分に評価し、それぞれの目標に向けて適切なプログラムを作成します。 <p style="text-align: right;">（出典：日本理学療法士協会 HP）</p>
福祉用具貸与サービスとの関係	<p>理学療法士はその資格をもって福祉用具専門相談員を務めることができる。</p> <p>また、介護給付費分科会などでの議論では介護給付サービスの質を高める観点から、福祉用具の選定、適用、利用指導などにおいて理学療法士の専門性に基づいた関与の機会を高めることが求められている。</p>
認定・専門理学療法士制度	<p>専門・認定理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的発展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。</p> <p>新人教育プログラム修了者は7分野（基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法）のいずれかひとつ以上の分野に登録し、認定理学療法士、専門理学療法士を目指します。</p> <p style="text-align: right;">（出典：日本理学療法士協会 HP）</p>